

(平成25年7月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

関東神奈川厚生年金 事案 8503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和38年1月から平成11年4月まで継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。給与支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書、雇用保険の加入記録、C健康保険組合の加入記録及びB社の回答により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和53年4月1日に、同社本社から同社D事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書の厚生年金保険料の控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人のA社に係る資格喪失日が昭和53年3月31日と記載されていることから、事業主は、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知

を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川厚生年金 事案 8504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月1日から平成7年6月30日まで、A社及び同社のグループ会社に勤務していたが、同社B工場に転勤した申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書、同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B工場は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が一緒に転勤したとする複数の同僚が、いずれもA社において昭和45年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、事業主が申立人の資格喪

失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月12日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成15年3月12日から同年4月16日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る上記訂正後の記録を同年4月16日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年4月16日から同年4月21日までの期間について、申立人のB社における資格取得日は同年4月16日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年4月21日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、15年4月から16年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月から17年11月までは24万円、同年12月は22万円、18年1月から19年7月までは24万円、同年8月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から19年8月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年4月21日まで
② 平成15年4月21日から19年9月1日まで
私は、A社に転籍後、途中で会社名が、同社からB社に変わった記憶

はあるが、平成 20 年 4 月まで変わらずに勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①が被保険者期間となっていない上、申立期間②の標準報酬月額が、私が記憶している 24 万円程度ではなく、9 万 8,000 円となっている。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 12 日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の A 社における資格喪失日は平成 14 年 10 月 1 日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 11 月 21 日）より後の 15 年 3 月 12 日付けで、14 年 10 月の定時決定の記録を取り消した上で行われている上、申立人と同様の処理をされている者が 18 人確認できる。

また、滞納処分票によると、当該期間当時、A 社が厚生年金保険料を滞納していた事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 14 年 10 月 1 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社に係る被保険者資格の喪失日を、当該処理が行われた 15 年 3 月 12 日に訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の記録から、24 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 16 日までの期間について、申立人が所持する源泉徴収票及び雇用保険の記録から、申立人は、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の源泉徴収票において推認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、A 社は平成 14 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たして

いながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①のうち、平成 15 年 4 月 16 日から同年 4 月 21 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の B 社における資格取得日は同年 4 月 21 日となっていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 15 年 4 月 16 日に B 社において雇用保険の被保険者となっており、申立人の供述内容と符合することから、申立人は当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人の B 社における資格取得日は平成 15 年 4 月 16 日と認められる。

- 4 申立期間②について、申立人の所持する給料明細書、源泉徴収票及び普通預金元帳から、申立人は、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書、源泉徴収票及び普通預金元帳の給与振込額の記載において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 15 年 4 月から 16 年 7 月までは 24 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月から 17 年 11 月までは 24 万円、同年 12 月は 22 万円、18 年 1 月から 19 年 7 月までは 24 万円、同年 8 月は 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無いが、給料明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年7月4日は12万7,000円、17年12月2日は8万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月4日
② 平成17年12月2日

私は、平成10年5月1日から18年3月31日までA社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書、B健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届及び健康保険被保険者標準賞与決定通知書並びに申立人が作成していた給与等に関する明細記録から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書、賞与支払届の賞与額及び申立人が作成していた給与等に関する明細記録により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月4日は12万7,000円、17年12月2日は8万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、昭和46年8月1日から平成17年7月15日までA社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書、A社が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書及びB健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支給明細書において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、11万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

私は、平成11年2月1日から18年3月31日までA社に勤務していたが、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、賞与に係る記録が無い。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している健康保険被保険者標準賞与決定通知書、B健康保険組合が保管している健康保険被保険者賞与支払届及び申立人が所持している銀行口座に係る普通預金元帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書、賞与支払届の賞与額及び普通預金元帳の賞与振込額から推認できる厚生年金保険料控除額から、11万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年6月21日の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月の賞与一覧表から、申立人は、申立期間に20万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録が平成18年6月21日付けとなっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出を行ったかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8510

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は5万円、同年12月10日は29万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日
② 平成16年12月10日

A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いが、当該期間においても賞与が支給され、保険料が控除されていた。

調査の上、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社における申立人に係る「平成16年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」から、申立人は、申立期間①及び②に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、平成16年8月10日は5万円、同年12月10日は29万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の平成18年6月21日の標準賞与額に係る記録を42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月の賞与一覧表から、申立人は、申立期間に42万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立てに係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録が平成18年6月21日付けとなっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は届出を行ったかは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成9年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から同年10月1日まで
B社からA社に転籍した際の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管している申立人の申立期間に係る給与明細書及び事業主の回答により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が「申立人は平成9年9月から当社に勤務していた。」と回答していることから、申立人の同社における資格取得日を、B社における資格喪失日と同日の平成9年9月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、A社が保管している申立人に係る給与明細書において確認できる保険料控除額から、18万

円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、当初、平成9年10月1日（現在は、同年9月16日となっている。）に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できるが、商業登記簿謄本により、同社の設立年月日が同年8月7日であることが確認できることから、同社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めている上、申立期間において同社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月18日から同年6月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が被保険者期間となっていない。継続して勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の人事記録及び厚生年金基金の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月18日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 8514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
私が A 事業所（現在は、B 事業所）に、非常勤の C 職として勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 事業所の人事記録及び在職証明書等から、申立人は申立期間において、A 事業所に非常勤職員（C 職）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、「非常勤職員に対する厚生年金保険の取扱いは、職種によって区別すること無く同じであった。」と回答しているところ、A 事業所において、昭和 52 年 4 月から 57 年 9 月までの間に非常勤職員として採用され、その後、同事業所において常勤職員として採用された 4 人全員（C 職を含む。）が、非常勤職員として勤務した期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

また、上記の者のうちの一人は、「非常勤職員で勤務していた期間については、厚生年金保険には加入しておらず、常勤職員になった時から共済組合に加入した。」と述べている。

さらに、B 事業所は、「申立期間当時の書類が無いため、申立人の厚生年金保険に係る届出、保険料の控除及び納付は不明。」と回答しており、申立人は、給与明細書等の資料を所持していない上、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、口頭意見陳述において、「申立期間直前に勤務したD事業所においては、非常勤のC職として勤務した期間についても被保険者期間となっており、また、A事業所は国の機関であることから、厚生年金保険の加入の手続をせず、厚生年金保険料を支払っていないことは考えにくい。」と主張しているが、D事業所とA事業所とは異なる厚生年金保険の適用事業所であり、D事業所を所管する組織とA事業所を所管する組織は、国家行政組織法上、異なる大臣により、分担管理されていることが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険は強制的に加入するものであり、日本年金機構及び雇用主側の責任を問わず、被用者側に不利益を押し付け記録の訂正を認めないとするのは、第三者委員会の基本方針に反する。」と主張しているが、当委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った資格取得の届出手続の遅延又は届出手続漏れ自体の違法性の有無を判断するものではない。

さらに、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、同法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険事務所（当時）に納付したことが明らかでない場合であるところ、本事案については、上記のとおり、控除について確認することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8515（事案 188、6927 及び 7840 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 31 日から 2 年 3 月 1 日まで
申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、加入記録が無い旨の回答だったため、申立てしたが、認められないという回答だった。

今回、新たに、平成元年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票（写し）及び自身の主張をまとめた資料を提出するので、再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る申立てについては、オンライン記録によると、同社は、平成 2 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になっていないことが確認できること、B 健康保険組合が提出した資料により、申立人は申立期間に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できること、申立人は、「A 社が平成 2 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になった以降において、給与から遡及して保険料が控除された。」と主張しているが、当該事実を確認することはできないことなどから、既に年金記録確認 C 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく 20 年 10 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後の 2 度にわたる申立人の A 社に係る申立てについて、申立人の主張は、年金記録確認 C 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 28 日付け及び 24 年 7 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要で

ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立期間より前の事業所に係る平成元年分退職所得の源泉徴収票特別徴収票（写し）及び自身の主張をまとめた文書を提出しているが、これらの資料は年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月から 22 年 3 月 1 日まで
私は、平成 14 年 5 月から 23 年 10 月 31 日まで、A 社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が提出した人事記録により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が所持する給料明細書、給与支給明細書及び A 社が保管する賃金台帳により、申立期間のうち、平成 14 年 7 月から同年 11 月まで、15 年 1 月から同年 7 月まで、同年 9 月から 22 年 2 月までにおいて、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「入社時に会社から、雇用形態がパートのため、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険に入れないと説明され、給与から保険料は控除されていなかった。また、当時は、国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、A 社は、「当時、当社では、従業員を厚生年金保険に加入させていたが、申立人が加入をかたくなに拒んだため、申立人の申立期間に係る給与から保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
④ 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、同一のグループ会社に勤務していた期間のうち、A社B支店に勤務していた申立期間①及び②、C社（現在は、A社）D支店に勤務していた申立期間③、A社本店に勤務していた申立期間④及び⑤の標準報酬月額の記録が、直前の標準報酬月額よりも減額されている。

これらグループ会社での給与体系は同一であり、当時は、高度成長期で毎年給与が上がっていた。また、同期入社と同僚の標準報酬月額が減額されていることは無いと思う。

申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録について調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、それぞれの期間の直前の標準報酬月額よりも減額されているが、当時は高度成長期で毎年給与が上がっていたと述べている。

しかし、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額は不明であると回答している。

また、A社B支店、同社本店及びC社D支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票における申立人の標準報酬月額は遡及訂正された形跡は無い上、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人と年齢が近い複数の同僚の標準報酬月額の記録について検証したところ、標準報酬月額が減額されている者が複数確認できる上、これら同僚と、申立人の標準報酬月額が著しく相違しているという事情は見当たらない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。